

## 平成 28 年度 環境調査・検査業務技術認定の結果について

### 1. 認定の判定方法及び合否基準

認定の判定方法は「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境調査・検査業務技術認定制度要綱」（以下「要綱」といいます。）第 4 条（5）に基づき、「日本工業規格 Q17043 適合性評価—技能試験に対する一般要求事項」に準拠する方法により行いました。

平成 28 年度環境調査・検査業務技術認定においては、提出書類に著しい問題があった事業者を不適格とした後、提出書類が適格であった事業者の分析結果について、両側危険率 5% で Grubbs の棄却検定を行い、外れ値を除去した後、外れ値と判定されなかった事業者について Z スコアを求め、その絶対値が 3 未満である事業者を適格としました。

次に、分析結果の検定で不適格となった分析値（A とします。）であっても、分析方法がもつ繰返し精度を考慮し、以下の範囲にあれば適格としました。（今回、該当する事業者はありませんでした。）

$$\text{中央値} \times (1 - B / 100) \leq A \leq \text{中央値} \times (1 + B / 100)$$

B は JIS K0102 又は JIS K0125 に記載された各分析法の繰返し精度、または繰返し分析精度の上限値（%）

なお、「平成 29・30 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿」中「計量証明事業に係る調査・検査（種目コード 130）」への登録の意思を確認し、それがない場合については、上記の判定結果に関わらず、すべての申請区分で認定を行いませんでした。ただし、分析結果については、検定に使用しています。

### 2. 報告された分析結果について

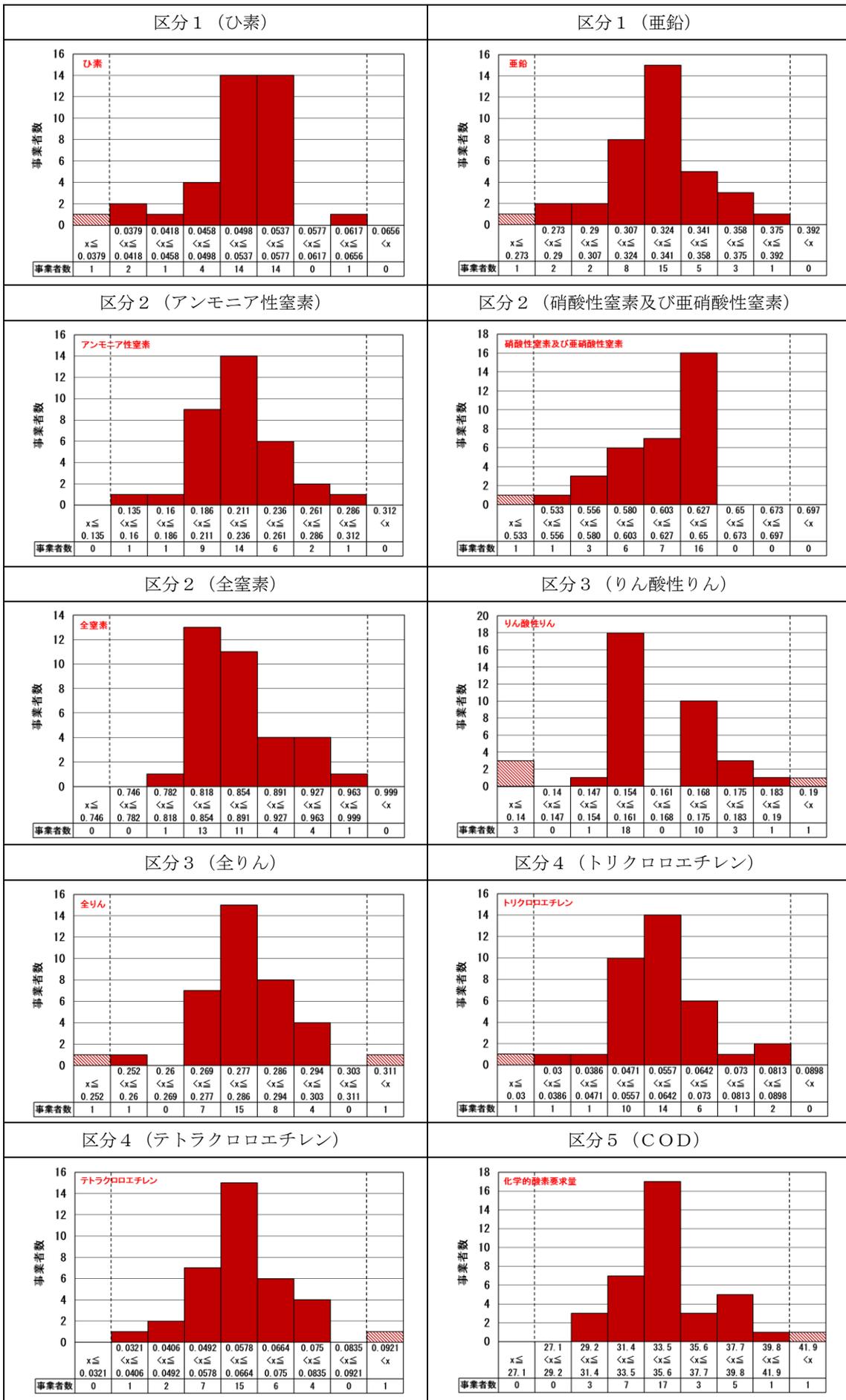
今回、提出された分析結果は表 1 の通りです。また、項目ごとのヒストグラムは図 1 の通りです。

表 1 審査結果

	区分 1. 金属類		区分 2. 窒素化合物		
	ひ素	亜鉛	アンモニア性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	全窒素
報告数	37	37	36	36	36
書類審査適格事業者数	37		34		
分析結果適格事業者数	36	36	34	33	34
適格事業者の分析結果の平均値	0.0518	0.333	0.224	0.615	0.873
適格事業者の分析結果の標準偏差	0.00464	0.0200	0.0297	0.0277	0.0427
区分毎の適格事業者数	36		33		
認定事業者数	35		32		

	区分 3. りん化合物		区分 4. 揮発性有機化合物		区分 5. その他
	りん酸性りん	全りん	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	COD
報告数	37	37	37	37	37
書類審査適格事業者数	37		36		37
分析結果適格事業者数	33	35	35	35	36
適格事業者の分析結果の平均値	0.165	0.282	0.0600	0.0621	34.6
適格事業者の分析結果の標準偏差	0.0083	0.0099	0.01004	0.01009	2.48
区分毎の適格事業者数	32		35		36
認定事業者数	31		34		35

図1 項目ごとのヒストグラム



※1：ヒストグラムには分析結果の検定に供した全ての事業者のデータを示している。

※2：点線の内側が認定の範囲となる。